

都市における農の活動をめぐって¹⁾

松 宮 朝

1. 都市における農：なぜ都市で農の活動を行うのか？

農業の問題といえば、通常イメージされるのは農山村である。ここでは、過疎化の問題や農山村地域の停滞と再生を課題とした問題系のもとで議論されてきたと言ってよいだろう。つまり、中央に対する周辺、消費に対する生産、都市に対する農村の格差を前提として、その問題状況と、何らかの解決に向けた議論が展開されてきたのである。

こうした農業をめぐると中心論に対して、近年の農のブームは、主として都市におけるものが多いことが明らかになってきた（池上，2011）。これまでも都市住民による農のブームがあり、グリーンツーリズムなど都市－農村交流などはかなりの人気を見せているのも事実である。しかし、こうした動きと位相が異なるのは、農山村ではなく、都市において農の活動²⁾を行うという点である。これまでの都市－農村交流が、結局のところ農村が都市住民のまなざしによって消費されてしまうという批判を受けてきた（拙稿，2011c）のに対して、都市という場での農の活動は、都市と農村の格差などの構造的な問題とは異なる、別の視点から把握される必要がある。

では、具体的にどのような形で都市における農の活動に対する注目が高まっているのだろうか。代表的な視点をいくつか拾ってみると、消費者ニーズに対応した地域ブランド化、公益的機能とそれらを追求するための組織化といった観点からの注目（宮崎，2008）のように、都市部での「農業」を焦点化する視点もある。こうした「農業」の一形態としての注目とともに、都市部において、ベランダでの菜園から、市民農園、体験農園の多様な広がり、福祉的機能、教育的

機能が主張され（進士，2010）、その多様な展開も認められる（財都市農地活用支援センター編，2008，2009）。

歴史的に振り返ってみると、近年のブームほど大きな注目が集められたことはなかったとはいえ、都市での生活の中に「園芸」、「前栽」などで「農の内部化」を進める動きはあった（安室・古家・石垣，2009）。もっとも、こうした動きはどちらかといえば家庭菜園のように個人の所有地での農の活動であった。これに対して、近年の農の活動への注目は、より公共的な視点からのものであることが特徴的である。具体的には、農産物供給や、農業体験・理解、レクリエーション、環境保全、防災などへの機能への注目であり、1999年に策定された「食料・農業・農村基本法」でも、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図る」という目的のもとで政策的推進が進められている。このように、都市の農に対する積極的な位置づけがあるのは確かであり、都市の農業者の実態、都市政策のあり方を踏まえた都市農業の必要性が主張されることも多くなった（蔦谷，2009）。

さて、筆者はこれまで都市部における農の活動の可能性を、愛知県西尾市（拙稿，2004，2006，2010a）、および長久手市、日進市（拙稿，2011，2012a，2012b，近刊）の実践事例の分析から追求してきた。これらの分析からは、都市における農の活動による多面的機能、福祉的な展開、コミュニティ形成基盤といった知見を見いだすことができた反面、いくつか課題があることが浮き彫りとなった。それは、簡単に言えば、①なぜ都市で農を行うのか、そして、②なぜ農の活動で

あるのかという根本的な問いに対してどのようにこたえるかという問題である。これは、池田寛二(1992)が指摘するように、都市において農地と農業を分離・排除するべきか、あるいは不可欠のものとして積極的に位置づけるべきかという不遍性を持つ「本質的問題」に連なる問いと言える。本稿では、これまでの都市の農に関する議論のレビュー³⁾を通して、この問題にアプローチしたい。

2. 都市の農とは何か？

そもそも都市の農とは何か、その規定を考えてみよう。都市における農の活動は、①担い手により、農業者によるものか非農業者によるものか、②農地の場所という2つの基準から分類することができる。そのうち①担い手を基準にした分類については後述することにして、ここでは②農地の場所に基づく分類から考えてみたい。

農地の分類としては、「都市的地域」を基準にするもの、「市街化区域」を基準にするものという2つの分類がある。農業地域類型分類による「都市的地域」とは、可住地に占める人口集中地区の面積が5%以上で、人口密度500人以上、または、人口集中地区人口2万人以上の市町村である。この「都市的地域」での農業を都市の農と規定した場合、2010年農林業センサスデータで、全農家戸数の約25%、全耕地面積のうち約14%を占め、農業産出額も約3割と相当数を占めていることになる。これは、「広義の都市農業」(農林水産省編農林振興局編, 2011)と呼ぶべきものであるが、このような広さを持つのは、自治体レベルの区分で集計することで、通常「都市近郊農業」と呼ばれるカテゴリーを含むためである。そのため、これを都市の農と呼ぶべきか、疑問の余地があると言えるだろう。

これに対して「狭義の都市農業」は、都市計画上の市街化区域における宅地並み課税に着目した分類であり、宅地並み課税のかかる、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地を都市の農と見なすものである。都市計画、税制上の区分は表1に示した通りであり、生産

緑地ではない三大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、税制の面で農業としての存続が厳しい条件となっている。

本稿では、「都市的地域」全般における都市における農の活動でなく、原則として三大都市圏の特定市を中心とした都市における農を見ていくことにしたい。これは、宅地並み課税、相続税猶予などの条件、開発圧力など、都市における農の活動にとって困難な条件があることと、この問題のために4節で議論する都市における農の不要論が提起されているためである。特に「狭義の都市農業」としての三大都市圏の市街化区域内農地は、これまでの都市の農に関する研究でも、大幅に減少していることが明らかにされている。ここからは都市における農の縮小傾向、衰退が語られることになるわけだが、次節では、こうした都市における農の活動に対して、①なぜ都市で行うのか、そして、②なぜ農の活動であるのかという点から検討してみたい。

3. 現代的課題にこたえる都市における農の活動：3つの視点

都市の農に対しては、これまでも園芸の1つとして、あるいはやや特殊なケースではあるが、第二次大戦下・終戦直後の食料自給を目的とした自家菜園の推進などで脚光を浴びたこともあった(安室・古家・石垣, 2009)。近年の議論では、①多面的機能、②地域共同管理論、③縮小社会化する都市における機能という3つの方向性を中心にその意義が語られることが多いと思われる。順に概観していこう。

第1に、都市の農については、農産物供給や、農業体験・理解、レクリエーション、環境保全、防災などへの機能に注目が集まっているが、それは主として多面的機能としてとらえられるものだ(都市・農業共生空間研究会編著, 2002)。1999年に策定された「食料・農業・農村基本法」でも、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずる」というように積極的に推進する

表1 都市農業の分類

都市圏	区分	課税	相続税
地方圏の市街化区域内農地	一般市街化区域内農地	農地に準じた課税	20年継続で免除
三大都市圏の特定市の市街化区域内農地	生産緑地	農地に準じた課税	20年継続で免除
	生産緑地以外	宅地並み課税	猶予適用なし

ことが謳われている。ここでは、都市部での農を通じたレクリエーション機能や、都市の農地が環境保全、防災などの機能を果たすという点から、都市に不可欠な要素として農の活動が位置づけられてきた。農林水産省の立場からは、この多面的機能は「①新鮮で安全な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成」という6点にまとめられている（農林水産省編，2012：291）。都市住民の都市農業に対する意識調査においても、こうした多面的機能に対する期待は確認されており（星野，2004；寺内・山田，2008）、その公共的な役割が一定程度社会的に共有されつつあると見ることができそうだ。しかし、こうした多面的機能を果たすのは農の活動だけではないため、なぜ、農でなければならないのか、都市公園などではなく「農業固有の機能」（東，2011：12）はどこにあるのかという点については決して十分にこたえるとは言えない⁴⁾。

第2に、主として社会学的領域からの関心になるが、地域共同管理論からの注目がある。この地域共同管理論を主導する中田実は、都市農地をめぐると問題に対して、「私的土地所有（権）に対する公共的・計画的コントロール」のあり方という地域共同管理の深化という点からとらえている（中田，1994：11）。中田は、「市街地内農業ないし農地に期待される機能は、市街地の完成までの経過的な機能ではなく、むしろ都市化が進むにつれて必要性が高まる、すぐれて都市的、といつていすぎであれば都市と農村の共存の機能となっている」とする（中田，1994：5）。そして、「土地の共有」を基盤とした地域資源の所有・利用・管理の変容過程と、都市における所有と利用の基礎にある管理が独自の機能として顕在化しつつある状況において、地域共同管理論の持つ意義を主張している（中田，2011）。「地域には、その所与の資源の多様性をふまえ、それらを活かす住民の主体性を基本に、多様な外部からの人や知恵を受け入れて資源管理を維持しながら、住民の共同生活の存続を図る活動を継続的に推進する住民主体（集団）が必要」とする地域共同管理論（中田，2011：181）は、後述するように、「市民農業」の可能性にも通じる視角を用意したものと言えるだろう。ここには「土地の共同」の解体や「集う場」の欠如など都市問題の縮減に向けた実践的課題にこたえる可能性、「土地の共同」に根ざす「新しい公

共」という都市の生活課題にこたえる可能性を認めることができる（池上，2011）。その意味で、地域共同管理論は本稿での中心的な問いである、都市において農の活動を行うことの意義を示す有力な根拠を構成するものと考えられる。

第3に、今後の人口減少にともなう縮小社会化する都市の課題への応答がある。都市計画の分野においても、縮小する都市における解決策の1つとして、農の活動を積極的に位置づける主張が見られるようになった（横張，2011）。もっとも、こうした主張は都市計画だけではない。郊外論を中心とした都市論の分野で積極的な発言を続ける三浦展によって強く展開されている点が注目される。三浦によれば、今後、人口減少、高齢化が進む都市郊外において、空き地の有効活用という点と、定年退職者の就農志向の強さというデータをもとに、高齢者の参加という点から、市民農園を積極的に位置づけようとしている（三浦，2007，2012b）。ここでは、消極的な理由だけでなく、菜園による老朽化した郊外団地の再生（三浦，2012a）や、市民農園による、住民同士の交流、子どもの食育（三浦，2012b：199）といった積極的な狙いも込められている。人口減少に伴う縮小化する都市において、都市における農の活動が重要な意味を持つことを示す議論と言える。

4. 都市の農に対する批判に対して

前節で見てきたような都市における農の評価が進む一方で、それに対する否定的な視点も根強く存在している。近年の都市における農の活動を積極的に評価するロジックがこうした批判への対抗から生まれてきたことを考えると、まずはその批判自体を検討しておく必要がある。

都市における農への批判にはいくつかバリエーションがあるものの、その中心となるポイントを取り出してみると極めてシンプルな主張であることがわかる。それは、都市部における地価の高い農地で相対的に生産性の低い農の活動を行う必要があるのか、そして都市の農地を所有する地主の利益を生み出すだけではないかという、主として経済的な観点からの批判である。確かに、これまでも都市の農家には限られないものの、農地の転用を期待する地権者としての農家の側に対しては強い批判があったことを想起しておく必要があるだろう（神門，2006）。その中でも、特に宅地開発への期待が強い都市農家を中心に考えてみると、

上述の都市における農の多面的機能についても、農家の資産保有の延命策ではないか、都市の「空き地」で十分であり、農業でなくてもいいのではないかという疑念が浮かび上がってくる（東，2010）。これに対して東は、都市に農地が必要である最大の理由は防災機能であるとして、都市に必要な農地の条件を探っていくわけだが、今一度、都市における農の活動の基盤に対する根本的な批判を確認しておく必要があるだろう。

振り返ってみると、こうした不動産としての都市農地の問題については、立花隆による農協のルポルタージュにおいて、地価の値上がりによる農地の資産価値を背景にした「不動産業者・金融業者と化した偽装農民」として東京の農家を取り上げられていたこともあった（立花，1984）。都市農業の役割に対する評価や政策的推進が進む1990年代以前、特にバブル期の1980年代後半には、都市農地が地価を上げる要因となり、住宅供給を困難にしているということで、都市農業へのバッシングが高まったのである。こうした「都市農業不要論」はバブル経済を生み出した都市の不動産の急騰と密接に関連する（渡辺，1991）わけだが、同時期の都市政策では、税制上優遇されていた農地に対して、宅地並み課税を強化、徹底し、都市の農地面積は大幅に減少することになった（後藤，2010）。

近年の研究においても、高額な不動産収入を獲得している都市農家という実態が指摘されている（松木，2009）⁵⁾。また、東京都町田市の生産緑地における農家の調査からも、不動産賃貸用の宅地所有が大きな要素となっていることが明らかにされている（安藤，2006）。安藤は、この調査を踏まえ、都市農家の所有農地を市民が利用するというしくみを考える際に大きな障壁となるのがその高い資産価値と相続税であるとし、地方自治体等の農地の買い上げが必要とする（安藤，2006：19）。しかし、自治体の財政難や、都市における農の活動の意義に対する合意形成がなされていない限り、上述のような都市農家のためではないかという批判がつきまとうことになるのではないだろうか。

このような批判のポイントを考えてみた場合、都市農地、都市農業の消滅を食い止め、その機能を回復するという単純な問題ではなく、都市の農に対する批判に対してどのように反論のロジックを組み立てることができるかが重要となるはずだ。こうした批判に対して、戦前からの都市農業をめぐる位置づけを検討した

橋本卓爾によると、そもそも都市農業は消滅の方向を持った「経過的農業」とされ、その消滅に至る道筋が前提とされていたという。こうした性格は都市農業の脆弱性を示すものだが、これに対して、いかに都市の農業を評価するか、そしてどのように計画的に保全をするかという点が重要であるとする（橋本，1995）。また、後藤光蔵も、都市農業・農地不要論とそれに対する反論を詳細に検討した上で、農業者・自治体・市民による農のあるまちづくり論が不可欠であるとする（後藤，2003）。この中で、都市農業・農地の保全というだけではなく、それをどのような主体によって、どのようなしくみで実現していくのかという形で把握されるようになっていくことに注意したい（後藤，2010）。次節では、都市の農業者の活動の意味と、都市計画での位置づけからさらに考察を進めていこう。

5. 都市の農への期待：都市の農業者の活動と都市計画での位置づけ

ここでは、星勉による都市農地、都市農業論の4つの視点の整理に依拠して考えてみよう。星は都市の農をめぐる議論を、①主に経済界からの宅地並み課税の推進と農地の住宅地、土地問題の解決、②農地所有者である農業者の立場、③都市計画制度、④都市農地管理への市民参加・参画という形で、大きく4つに分類した（星，2007）。このうち①主に経済界から出された視点である宅地並み課税強化と農地の住宅地、土地問題の解決は、前節で見てきたように、都市の農に対する批判的な視点である。

これに対して、②都市の農業者の立場に目を移すと、都市の農業者が経営的に十分成立するという点から、その可能性を主張する議論が多いことに気付かされる。単に農業経営だけでなく、消費地に近い都市農業のメリットを生かした経営や交流事業などとともに、市民農園も大きな柱となっていることも指摘されている（竹中・二木，1997）⁶⁾。最近でも、遊休地農地を市民農園にする経済的なメリットがあるという知見（山本，2005：17）や、野菜価格低迷の場合、農家による体験農園開設が持続性の高い経営形態であることが明らかにされている（八木，2008：117）。しかし、注意しなければならないのは、近年の体験農園の経営では、通常の路地野菜作を超える農業所得の確保が見られるものの、自治体からの補助金が大きなウェイトを占めているという点である（八木，2008：115）。こうした知見が指し示しているのは、どのよう

な経営的なメリットが見られるかは不透明であるという実態であり、特に三大都市圏の市街化区域内農地の減少率を見た場合、決して好ましい状況だとは言えないのも事実である。

これらは都市農家としての経営の面に限定される評価だが、それだけでは、都市農家にとっての経済的利益という点から判断していることになるだろう。これに対して、主に東京での農業者の実践から積み重ねられてきたロジックは、経営的な視点に限定されない多様な可能性に開かれている。戦後の東京都近郊多摩地区における農家のおかれた状況については、農業普及改良員の立場からの記録（薄井，2000）があり、多摩ニュータウン開発にさらされた農家の対応と葛藤についての詳細な分析（林，2008，2010）もあるが、これらの分析からは、都市化のうねりの中で、都市における農の可能性を追求した姿を見てとることができる。その一例は、このニュータウン開発への対抗から生まれた2人の農家を中心に都市住民も参加した農業公園構想であろう（ユギ・ファーマーズ・クラブ編，1994）。

また、1980年代の苛烈な都市農業に対する批判に対しては、特色ある生産、特産品づくりや戦略的な経営を行う農家の実力や、市民農園の広がりを紹介しつつ、東京で農業を実践することの意義が主張されてきた（嵐山編，1994）。都市農地への宅地並み課税の動きが進む1980年代に、国立市では、公民館での農業とまちづくりの講座や市民農園・学童農園での体験学習、市内の多彩な農家の実践が行われ（渡辺・菊池・那知上編著，1989）、都市の農業を守るだけでなく、発展させることを目的とした、農家の側からの子どもの体験学習や、市民へのアピール（三鷹市農協青年部編，1993）、都市開発下の稲城市における都市農業の歴史と今後の農を生かしたまちづくりの提言も行われている（菊池，2011）。最近でも、東京三鷹市、日野市、練馬区を中心とした都市の農業者の実践が紹介されている（蜂須賀・櫻井，2011）。こうした多摩地区、練馬を中心とした実践事例からは、宅地並み課税が進む中で積極的に都市において農をすることの意味が模索されてきたことをうかがい知ることができる。これらの実践事例を通して、農業体験、食育を含む教育、障害者の参加、環境保全といったロジックが形成されてきたことを理解できるだろう。

その中でも、練馬での農業者の活動は特に有名であり、農産物の販売、体験農園、子ども、精神障害者の関わりなどは、都市農業であるからこそ展開できるも

のとして主張されている（白石，2001）、この「大泉風のがっこう」という体験農園は、「体験農園」による安定的な農業収入という点からも都市農業の1つのモデルとなっているが、その多様な可能性にこそ力点がおかれている点を重視すべきだろう（大江，2008；西俣，2009）。単に経営的な側面からの評価のみでは、前節で見てきたような批判にこたえることができないためである。

もう1つ、最も量・質とも蓄積されてきたのが都市計画からの主張である。前節で見てきたバッシングとも言える批判に対して、都市における農の意義を重視したのは、主に都市計画領域である。近年、市街地と農を「対立」するものとした近現代の都市計画の理念に対して、農を積極的に位置づけ「共存」という構図への転換が主張されている（横張・渡辺編，2012：106）。ただし、もともとは欧米と比較した場合の日本における都市の農が都市計画上の位置づけを欠いていることが問題とされてきたのである（田代編，1991）。

その転換は以下のようになされた。1980年代後半の宅地並み課税強化に対して、農業をどのように守るか、都市農地をどのように保全するののかという観点から、都市計画論を中心としたロジックが作られてきた（石田，1990）。石田（1990：317-324）は、生鮮食料の生産、自然環境の保全、災害からの避難空間、市民のレクリエーションの場の確保、子どもにとっての教育と人格形成の場といった多面的な諸機能を担う都市農業の役割を重視する。そして、食糧自給論、地域自給論、農業のレクリエーション的効果・教育的効果論、農地の緑地・オープンスペース論という、その後の「多面的機能」として集約される主張を検討した上で、ここには計画論的な位置づけが欠如しており、残存させていくための都市計画上の位置づけが必要である点が強調されている。

このように、都市計画を中心とした都市の制度によって、都市における農の多面的機能をどのように実現するかが課題とされている（松木，2000）わけだが、都市計画上の制度が確立していない点とともに、財政的な問題、納税など税制などの点で限界があることも事実だ。東京都世田谷区、神奈川県横浜市における都市農業の分析からは、農産物供給や多面的機能の実現に一定の役割を果たしているものの、相続税納税猶予制度の限界という、制度的な問題があらためて指摘されている（磯貝・川手，2012）。こうした対策とし

ては、農地を公有化し、多様な市民参加による利用を促す埼玉県「見沼田んぼ」のような事例も考えられるだろう(北原, 2009)。また、自治体として積極的に都市農業の推進を図った横浜市では、2009年からは市民税の超過課税として1人年間900円の徴収する「横浜みどり税」が財源として使われている(江成, 2009)。横浜市における都市農業公園の展開もあり(岩松・北野, 2008)、いくつかの自治体で「農ある暮らし」を組み込んだ条例による市町村の推進事例も見られ、都市農地による付加価値創出という機能も考えられている(山本, 2005)。しかし、都市の農を制度的に位置づけていく上で、自治体の財政難はその大きな障壁となっている。

こうした限界を乗り越え、都市における農の可能性を実現するものとして、④都市農地管理への市民参加・参画である「市民農業」が注目されている。この点については、次節でさらに検討したい。

6. 「市民農業」としての都市の農

3節で示した農林水産省による都市農業の多面的機能についての規定からは、その最も重要な要素が見えにくいものとなってしまっている。それは、農家ではない一般の都市住民によって農の活動が展開されているという点である。これまで、「農家が経営する農業のほか、一般の都市住民によってさまざまな農業の営みがくりひろげられて」おり、「現代の都市農業は、農民農業と市民農業のアンサンブルとして理解されなければならない」(池田, 1992: 236)点が強調されてきた。つまり、農村と比較した場合、都市における農の活動の特徴として、非農業者による「市民農業」が多いという点は見落とすことができないと考えられる。実際、都市部の農家による農業経営が減少傾向にあるのに対して、「市民農業」は増加傾向にあり、「市民農業」の持つ意味を明らかにすることが、都市における農の活動の持つ社会的意味を考える上で重要な手がかりとなる。

これを都市の農業者という点から見た場合、所有権を保持しつつ、農地の利用権を市民農園などの形で提供していくことが考えられてきている(池田, 1992: 237)。農業経営という点からすれば、「農地を市民に対して継続的に開放し、農作業への市民参加を導入する」、「市民参加型農業経営」という位置づけとなる。これは、農業者が市民の参加者から対価を受け取り、参加者に農作業の一部を体験してもらう「体験農園経

営型」、地域の労賃水準に満たない程度の謝金を支払う「有償援農ボランティア」、弁当、手土産など軽微な提供以外は行わない「無償援農ボランティア」の3類型に分類される(八木, 2006: 137)。

こうした動きは、都市農家の経営戦略としてだけではなく、ビジネスとして展開される例も目立っている。小田急電鉄が成城学園前で運営する会員制貸し農園「アグリス成城」(大和田, 2011)や、「屋上緑化」と「市民農園」を組み合わせた「屋上農園」のビジネス化の取り組み(及川, 2012)、大阪ミナミにある大型商業施設「なんばパークス」にある貸し農園「アーバンファーム」(原田, 2009)などが有名である。京都市の(株)マイファームのように、都市近郊の遊休農地を、管理人付きの市民農園にするビジネスの全国展開も取り上げられることが多くなった。また、こうした企業とともに、NPOによる農園開設も増えてきた(塚田, 2011)。

さらには、農家主体型農業から市民が参加する、農業の形態の枠を超えたあり方(東, 2010: 4)や、市民が農家と協働で主体的に経営に参画したり、援農、趣味的な参加をする「直接市民支援農業」の可能性も展望されている(東, 2011: 120-125)。しかし、この東による規定は、あくまでも「農家の協力のもと」という形での市民参加を基本としており、市民だけのグループという類型は考えられていない。

その意味では、非農業者による都市における農の実践から生み出されたものに目を向けてみる必要がある。これまで、横浜市、神戸市の農地保全施策、東京都日野市の都市農業、練馬区の市民農園、相模原市の農業法人「青空農園」、援農ボランティアなど、市民参加が注目されてきた(田代編, 2004)。これらは、都市の住民が都市において自ら農の実践を行う「市民農業」である。こうした都市において展開されてきた非農業者による農の活動に対して、後藤光蔵は、都市住民による都市農業・農地の意識調査をもとに、都市農業・農地に対して高い評価、多様な役割への期待があることを示す。その上で、農地法など厳しい農地利用の制限がある中で、非農業者としての市民が農業を行い、農地を利用する「都市農地の市民的利用」に期待を寄せる。そして、今後の展開の条件として、首都圏を中心に体験農園、援農ボランティアなどの多様な「市民的利用」の事例分析から、取り組み主体、地域との関係性、取り組みの継続性・安定性が鍵になると主張している(後藤, 2003)。

さて、こうした「市民農業」には家庭菜園、園芸、市民農園、援農、共同耕作など様々な形態がある。この中では市民農園が最も注目されており、その数も増加している（拙稿，2012b）。これは次の理由によるものだ。もともと都市部において、非農業者による農地利用に厳しい制限があった農地法の影響によって、活動の条件は十分に整備されてこなかったが、特定農地貸付法（1989年）、市民農園整備促進法（1990年）以降、農地法上の規制が緩和され、「市民農業」としての市民農園の活動が可能となる条件が整えられたためである。

さらに、近年急速な進展を見せているのは、共同耕作の取り組みである（拙稿，2012b，近刊）。共同耕作は都市の農地を借り受け、グループを作り共同で耕作を行う農の実践である。こうした農の活動はこれまでも存在したのだが、一連の農地法改正の前は「ヤミ小作」と呼ばれる農地法3条に基づかない貸借によるものが多かった（笠原・後藤，2000）。しかし、2009年の農地法の改正により農地の「所有から利用へ」と大きく舵が切られたことで、法制度上のお墨付きと政策的推進が進むのである（原，2011：35）。

その先駆けとなった事例として、1981年から東京都国立市で展開された「やば耕作団」を挙げることができる（明峯，1993）。もともと東京都近郊に在住していた300家族ほどの市民グループが、1974年から茨城県八郷町に3ha 借地し共同農場を開設し、週末の農作業で自給を目指した「たまごの会」の活動から派生したものである。この活動は「都市だからこそ農業を」という点を明確に打ち出しており、「街を耕す」実践から、都市での農の活動を進めていく（明峯，1990）。ここでは、東京への一極集中に対して、食、環境といった都市化がもたらす問題、都市農業バッシングに対して、農地と宅地が「混在」するまちづくりを主張し、活動が展開されることになる（明峯，1993）。この活動を主導した明峯哲夫は、大都市東京での食の問題、都市生活による「内なる自然の破壊」、離農の増大、食料の国際分業批判、農業の工業化による問題を多角的に論じた上で、「東京でこそ農業を」することの意義を高らかに宣言する。その後この活動は、脱サラでの都市営農や、農の活動をする多様なグループ、子どもの教育、障害者の作業など、新たに都市で農の活動をはじめた非農業者たちの実践へと広がっていった（明峯・石田編著，1996）。

こうした非農業者による農の活動は、都市の耕作放

棄地解消という点からも注目されている。埼玉県1市3町における自治会、婦人会、老人会による管理や、市民農園、NPOによる農地保全・管理の事例（栗田，2012）や、日野市における都市農業の展開、援農ボランティアを含めた市民参加、用水保全と市民参加のまちづくりの展開（西城戸・黒田編著，2010）は、非農業者を主体とした地域共同管理の実践事例としてとらえるものだ。

さらに、こうした「市民農業」は、都市の「消費者」と農村の「生産者」間の提携という、有機農業運動が持っていた限界を解消する、都市の消費者自らが実践する農の活動という意味合いを持っている。先に見た「やば耕作団」の事例は、この点からも評価されるものである。このような形で有機農業運動の枠組みを超えて都市の非農業者が自ら農の実践をすることは、食と農の距離を縮めるものであり、その多様な展開が注目される（船戸，2012⁷⁾。

このように非農業者による農の活動である「市民農業」は、都市において農の活動をする意味を多様な形で示している。筆者も、市民農園（拙稿，2004，2006，2010a）や、共同耕作（拙稿，2012b，近刊）の事例分析から、農業生産や、耕作放棄地の解消だけでなく、農の活動を通じた体験交流や、高齢者による社会参加、障害者の就労、コミュニティ形成など多様な意義を示している。都市における農の活動の意義を考える上では、この「市民農業」という都市の農が持つ特性は中心的に取り上げられるべき領域と言えよう。

7. 都市における農の福祉・教育的展開

「市民農業」に加えてもう1つ、都市における農の意義を考える上で重要なのが、福祉・教育への展開である。まずは、福祉的展開から見ていくことにしよう。

本稿で焦点を当てている都市や農の活動に限らず、広く身近な植物・動物を活用して福祉に役立てようとする「バイオセラピー学」が提唱されているが、これは農耕・園芸を利用した園芸福祉や生きた植物を治療に活用する園芸療法を含む形で「植物介在療法」と呼ばれる（林・山口編著，2012）。これらは農作業だけでなく、植物にかかわる多様な療法の総称として提唱されたものだ（松尾，2007）。実態としても、やや古いデータになるが、1999～2001年に実施された全国の園芸を取り入れている福祉・医療施設の調査からは、全体の48%と半数弱が園芸の導入を行っており、

特に精神障害者関連施設で66%と高くなっている(松尾, 2005:147)。その多くは広い意味でこの「植物介在療法」を採り入れたものだと考えられる。

これは園芸、および農と福祉の結びつきを示すものであるが、特に近年は「農の福祉力」として注目されるようになってきている(北川, 2004)。松尾(2005)は、園芸活動には、①生産的効用、②経済的効用、③心理的(精神的)効用、④環境的効用、⑤社会的効用、⑥教育的効用、⑦身体的効用の7つの機能があるとし、こうした福祉的機能を推進する動きも活発化している(日本園芸福祉普及協会編, 2004)。これらは、医療的な色彩が強い園芸療法、より広範な実践を含む園芸福祉に分けられる。両者とも、その効果として①身体的機能維持回復、②精神的機能維持回復、③社会的能力回復・増進が指摘され、その効果を検証する研究も進んでいる(原, 2007)。

さて、こうした福祉的展開がどのように都市の農と結び付いているのか、いくつか実践事例をもとに検討してみよう。前節で取り上げた練馬の都市農家が開設した体験農園として有名な「大泉風のがっこう」においても、精神障害者の就労支援の取り組みが行われている(白石, 2001)。市民農園においても、福祉的な取り組みは進みつつある(拙稿, 2010a)が、高齢者と都市における農のかかわりに関しては、(助)都市農地活用支援センター編(2011)でその広がりをつかむことができる。高齢者福祉との関連では、1992年より、国立市の社会福祉協議会が実施している屋外の農作業を通じた介護予防、生きがいづくり事業である「青空デイサービス」が注目されてきた(宇津木, 1997; 小山, 2004; 山田, 2006)。また、都市における「市民農業」の活発な展開と連動する形で、定年退職後の高齢者を主体とした共同耕作の事例も目につくようになってきている(拙稿, 2012a; 神山, 2011)。障害者福祉との関連でも、横浜市で「障害者の農園」として活動を展開する「地域作業所グリーン」の実践など、障害者の参加も見られる(石田, 2005)。さらに、様々な福祉的ニーズをつなぎ、障がい者、退職したシニアボランティア、若手農園ボランティア、近隣農家、企業、環境保護団体など多様な活動主体による福祉的展開が進む「見沼田んぼ福祉農園」の事例は極めて興味深い内容を多く含む実践である(石井, 2008)。

次に、教育的展開について見ていくと、農業の教育力としては、共生、循環、生物多様性に依拠した有機農業の持つ教育力の提唱と、実践的な教育プログラム

づくりも提案されており(澤登, 2005)、「農芸教育」としての展開も進んでいる(松尾, 2005)。なかでも、都市における農の教育的機能については、祖田修が一貫して主張している。祖田は、庭園、菜園による生活環境や子どもの教育に対する効果を提唱したレプケの「庭園の力」に関する議論や、ペスタロッチの「作業教育」などを引きつつ思想的な根拠を提示し、特にその教育的効果を都市の市民農園で実現するものと期待を寄せている(祖田, 1992)。

では、最初の問いに戻り、こうした農の活動の福祉・教育的展開が都市で実施されることの意味は何かを考えてみたい。これまでの園芸療法の実践に関する研究としては、特定の活動場所に限られた議論が多く、地域計画、緑地保全活動とのかかわりについての研究は少ないという(石井・斎藤・猪瀬, 2006:767)。地域の活動と医療、福祉に関する研究が少ないということは、都市という地域の特性との関連や、都市で行うことの意味があまり重視されていないようにも見える。また、これはより本質的な問題であるが、自然の治癒力ということであれば、都市ではなく、農山漁村の方が環境として望ましいはずである。しかし、森林療法などについては、都市住民の生活圏から離れ、日常的活動が困難で、利用者による主体的なコミュニティ形成を通じた予防医学的な効果が期待しにくいことが示されている(石井・斎藤・猪瀬, 2006:767)。これは都市における農の活動の意味を浮かび上がらせるものと言えよう。

さらに、埼玉県「見沼田んぼ福祉農園」の実践は、地元農家とともに、多様な障害者団体、農園ボランティア、環境保全団体、企業の連携の契機となっていることが明らかにされている。こうした見沼田んぼ福祉農園での実践における場での「地元」と「よそ者」の間のダイナミックな関係性の変容と農地を活性化させる展開も見られる(猪瀬, 2006)。また、筆者が現在継続中の都市における農の活動調査においても、福祉・教育的展開が都市部で行うことの意味が見いだされており(拙稿, 2010a, 2012b, 近刊)、近年注目されている農の福祉的・教育的展開が、都市における多様な課題にこたえる可能性は大きいものと言えそうだ。

8. まとめにかえて

本稿では、①都市で行うこと、②農の活動であることの意味について、先行研究や実践事例の蓄積の検討

を通して、都市で農の活動がどのようにとらえられ、都市で農の活動を行うことの意味が追求されてきたプロセスをたどってきた。ここでの検討結果を簡単にまとめると、「市民農業」という都市における農の活動に特有の領域や、福祉的・教育的展開に、都市における農の活動の意義があることをある程度示すことができたと思われる。

もちろん、この作業はこれで完結するものではなく、筆者自身による調査研究の前段階の作業であり、今後検討すべき課題も多い。本稿で十分論じられなかった都市における農の活動の持つ潜在的な可能性としては、フードデザート問題（岩間編著，2011）、貧困問題などへの対応がある。こうした点を考える上で、そして、本稿で行った日本での展開の意味を明確に把握し、その限界やこれまで明らかにされていない可能性をつかむためにも、都市における農に関する国際比較が必要である。

たとえば、第三世界を中心にイギリスのアロットメントに至る世界の都市農業の研究からは、フードセキュリティ、都市農業の食糧供給への貢献、貧困対策、環境などへの効果が指摘されている（Mougeot (ed), 2005）。こうした点は、都市における農の新たな可能性を示唆するものだろう。他にも、アメリカでの都市における農の事例研究も進みつつある。フードデザート問題、貧困などの社会的課題に対して、ニューヨークのコミュニティ・ガーデン（空き地を利用した菜園）が重要な働きをしている事例が紹介されている（横張，2011）。また、1,200を超えるコミュニティ農園、農場がありアメリカでも先進的な都市農の都市となったデトロイト市では、家庭菜園、コミュニティ農園、学校、病院等で運営される「都市農」が進んでいる。こうした活動は、貧困、社会的包摂、コミュニティ開発といった社会的ミッションを持つものとされ、フードデザート問題に対応して貧困層への野菜の提供を目的とした「都市農運動」も広がっているという（矢作，2012⁸）。

これらは都市においてこそ農の活動が重要な意味を持つことを示すものであり、今後は、こうした都市における農の活動と社会的課題との関連を広くとらえつつ、国内、そして、国際的な比較研究を進めていくことを課題としたい。

注

1) 本稿は、法政大学サステイナビリティ研究教育機構に

おける研究プロジェクト「都市農業のサステイナビリティと社会的ネットワークの再構築に関する学際的研究」の研究会における、西城戸誠氏、船戸修一氏、黒田暁氏、石井秀樹氏、関司直也氏との議論に依るところが大きい。記して感謝したい。

- 2) 本稿では、「農業」ではなく、農、あるいは農の活動という用語を用いている。これは、村落社会、農業者の家族に限定せず、また、「農業」の「業」としての側面に限定されない農の持つ多様な広がりを見込めるためである。
- 3) 本稿では、社会学的な関心が中心となっているため、特に都市計画分野の研究に関する検討が薄く、網羅的ではない点を断っておきたい。都市農業の変遷については、本稿とは別の角度から、関司・佐藤（2012）による詳細な論考がある。なお、社会学的研究としては、中田実も指摘しているように、奥田道大による混住地域でのコミュニティ形成の研究（奥田，1983，1993）などはあったものの、次の指摘が現在においても当てはまる状況だ。「社会学の領域では、この都市内農業はどのように扱われてきたのであろうか。先走って結論的にいえば、ほとんど無視されてきたというほかない」（中田，1994：5）。これに対して拙稿（2012b）では、都市の農に対する社会学的視点の有効性を提起している。
- 4) この点については、東（2011）が都市住民と農家の立場からの想定される主張を詳細に整理・検討し、都市における農の活動に関する固有の意味を探っている。
- 5) 松木（2009）は、ここから都市の富裕層として都市農家の存在と、それとは対照的な弱体化した農業経営という実態を明らかにしている。そしてこうした問題を解消する都市農地利用の市民社会化という方向性に、都市における農の活動の可能性を見いだしている。
- 6) 本稿では市民農園に関する研究のレビューは行わないが、この点については拙稿（2006，2010a）を参照されたい。
- 7) 本稿で十分触れることはできていないが、有機農業運動の都市部における地域的展開も重要である。たとえば、東京世田谷での「提携」、「援農」を含む有機農業実践では、都市の緑地としての役割、堆肥の原料が多い、子どもも含む、消費者との交流ができる点で、大都市であるからこそ適していることが主張されている（大平，1993）。農業公園からビジネス的なものに至る東京を中心とした都市部においても、多様な有機農業の多様な実践の展開がある（澤登，2009）。なお、有機農業運動の意義と限界、それを乗り越える都市における農の活動の意義については、船戸（2012）を参照されたい。
- 8) やや文脈は異なるが、日本においても貧困問題解決のために、低所得者層の新規就農を可能とする社会的基盤

づくりに関する研究もある。ここでは、都市部も含む遊休農地における新規就農に対しては、「自立経営」を至上命題とするのは疑問であり、その適正規模の非「自立経営」を目指す実践モデルが提示されている（綱島，2010）。

文献

明峰哲夫，1990，『ぼく達は、なぜ街で耕すか』風濤社。
 明峰哲夫，1993，『都市の再生と農の力』学陽書房。
 明峰哲夫・石田周一編著，1996，『街人たちの楽農宣言』コモンズ。
 東正則，2010，『農業で都市を蘇らせる』農林統計出版。
 東正則，2011，『農業のある安全快適都市』農林統計出版。
 嵐山光三郎編，1994，『東京農業はすごい』創森社。
 安藤光義，2006，「都市農業の担い手」『自治体学研究』93：14-19。
 池上甲一，2011，「都市資源の〈むら〉的利用と共同管理の意味するところ」『【年報】村落社会研究』47：187-211。
 池田寛二，1992，「都市農業の現在と可能性」鈴木広編『現代都市を解説する』ミネルヴァ書房。
 石井秀樹，2008，「暮らしと自然が育む“場のケア力”」広井良典編『「環境と福祉」の統合』有斐閣。
 石井秀樹・斎藤馨・猪瀬浩平，2006，「埼玉県『見沼んぼ福祉農園』の成立と展開にみる都市近郊緑地の福祉的活用の考察」『ランドスケープ研究』69(5)：767-772。
 石田周一，2005，『耕して育つ』コモンズ。
 石田頼房，1990，『都市農業と土地利用計画』日本経済評論社。
 磯貝渉・川手督也，2012，「都市農業の現代的意義と課題」『食品経済研究』10：63-81。
 猪瀬浩平，2006，『「学習」という通路』『環境社会学研究』12：150-163。
 岩間信之編著，2011，『フードデザート問題』農林統計協会。
 岩松良実・北野取，2008，「横浜市ふるさと村にみる都市農業公園の存立要件」『開発学研究』18(3)：30-39。
 薄井清，2000，『東京から農業が消えた日』草思社。
 宇津木文明，1997，「市民農園と高齢者福祉」『新都市』51(5)：105-111。
 江成卓史，2009，「都市農業の新しい動きと農地利用」『農業と経済』75(5)：82-87。
 及川智正，2012，「ダイバーシティ東京プラザ『都会の農園』の取り組みについて」『新都市』66(8)：53-59。
 大江正章，2008，『地域の力』岩波書店。
 大平博四，1993，『有機農業農園の四季』七つ森書館。
 大和田順子，2011，『アグリ・コミュニティビジネス』学芸出版社。
 奥田道大，1983，『都市コミュニティの理論』東京大学出

版会。

奥田道大，1993，『都市と地域の文脈を求めて』有信堂。
 笠原卓・後藤春彦，2000，「都市内農地における共同耕作グループの実態に関する研究」『日本都市計画学会学術研究論文集』35：643-648。
 加瀬和俊，2007，「NPO法人の農業参入実態」『自然と人間をむすぶ』57(11)：39-44。
 神山光路，2011，「共同耕作・均等配分の楽しいトコトコ農園」『住宅』60：40-46。
 菊池和美，2011，『都市農業のあした 地域農業ミュージアム』とく出版。
 北川太一，2004，「今、なぜ、農の福祉力か」『農業と経済』70(3)：5-12。
 北原典夫，2009，「都市に実りの大地を残す」『農業と経済』75(5)：76-81。
 栗田英治，2012，「非農家による都市近郊農地の保全・管理に関する研究」『農村工学研究所報告』51：307-354。
 神門善久，2006，『日本の食と農』NTT出版。
 後藤光蔵，2003，『都市農地の市民の利用』日本経済評論社。
 後藤光蔵，2010，『都市農業』筑波書房。
 小山晴義，2004，「青空デイサービス」『農業と経済』70(3)：21-26。
 財都市農地活用支援センター編，2008，『農を生かした都市づくり』。
 財都市農地活用支援センター編，2009，『農を活かした町おこし・村おこし』。
 財都市農地活用支援センター編，2011，『超高齢社会と農ある暮らし』。
 澤登早苗，2005，『教育農場の四季』コモンズ。
 澤登早苗，2009，「農業パークと有機農業」『農業と経済』75(5)：71-75。
 白石好孝，2001，『都会の百姓です』コモンズ。
 進士五十八，2003，『「農」の時代』学芸出版社。
 進士五十八，2010，『グリーン・エコライフ』小学館。
 関司直也・佐藤真弓，2012，「都市農業をめぐる研究動向と今日的論点」『サステナビリティ研究』3。
 祖田修，1992，『市民農園のすすめ』岩波書店。
 瀧井宏臣，2008，『農のある人生』中央公論新社。
 竹中久二雄・二木季男，1997，『どっこい生きている都市農業』農林統計協会。
 田代洋一編，1991，『計画的都市農業への挑戦』日本経済評論社。
 田代洋一編，2004，『日本農村の主体形成』筑波書房。
 立花隆，1984，『農協』朝日新聞社。
 塚田仁，2011，「企業・NPOが運営する新しい市民農園」『住宅』60：51-57。

- 葛谷栄一, 2009, 『都市農業を守る』家の光協会.
- 綱島洋之, 2010, 「貧困緩和のための新規就農促進に必要な社会的基盤とは何か?」『月刊むすぶ』470: 6-10.
- 寺内光宏・山田忍, 2008, 「都市地域における農業資源の保全に対する住民意識」『農村研究』107: 28-37.
- 都市・農業共生空間研究会編著, 2002, 『これからの国土・定住地域圏づくり』鹿島出版会.
- 中田実, 1994, 「都市と農業」『名古屋大学社会学論集』15: 3-21.
- 中田実, 2011, 「地域共同管理組織としての〈むら〉と〈まち〉」『【年報】村落社会研究』47: 157-186.
- 西城戸誠・黒田暁編著, 2010, 『用水のあるまち』法政大学出版局.
- 西俣先子, 2009, 「プロ農業が指導する農業体験農園」『農業と経済』75(5): 48-55.
- 農林水産省編, 2012, 『平成23年版食料・農業・農村白書』.
- 農林水産省編農林振興局編, 2011, 『都市農業に関する実態調査結果の概要』.
- 橋本卓爾, 1995, 『都市農業の理論と政策』法律文化社.
- 蜂須賀裕子・櫻井勇, 2011, 『いまこそ「都市農」はる書房』.
- 林浩一郎, 2008, 「多摩ニュータウン開発の情景」『地域社会学学会年報』20: 59-74.
- 林浩一郎, 2010, 「多摩ニュータウン『農住都市』の構想と現実」『日本都市社会学学会年報』28: 183-200.
- 林良博・山口裕文編著, 2012, 『バイオセラピー学入門』講談社.
- 原珠里, 2007, 「園芸療法・園芸福祉をめぐる現状と問題点」『近畿中国四国農研農業経営研究』16: 11-29.
- 原修吉, 2011, 「都市内農地・農業の今後の行方」『住宅』60: 33-39.
- 原田英美, 2009, 「屋上農園の可能性」『農業と経済』75(5): 56-60.
- 船戸修一, 2012, 「〈食と農〉の環境社会学」『環境社会学研究』18: 176-189.
- 星勉, 2007, 「市民参画を目指した農地管理システムの必要性和その可能性」『共生社会システム研究』1(1): 167-185.
- 星野諭, 2004, 「大都市内の農地に対する住民意識に関する研究」『農村計画学会誌』22(4): 257-268.
- 松尾英輔, 2005, 『社会園芸学のすすめ』農山漁村文化協会.
- 松尾英輔, 2007, 「植物に関連するさまざまな療法とその整理」『人間・植物関係学会雑誌』6(2): 19-29.
- 松木洋一, 2000, 「都市農地の多面的機能の実現システム」『農業と経済』66(13): 101-114.
- 松木洋一, 2009, 「都市農地利用の市民社会化の理想と現実」『農業と経済』75(5): 13-23.
- 松宮朝, 2004, 「農作業体験からみた地域の内発的發展」『現代のエスプリ』441: 60-67.
- 松宮朝, 2006, 「都市における住民主導型市民農園の地域的展開」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』54: 151-170.
- 松宮朝, 2010a, 「市民農園の福祉的展開の可能性」『人間発達学研究』1: 27-35.
- 松宮朝, 2010b, 「『当事者ではない』人間に何ができるのか?—農業・農村研究における実践性と当事者性—」宮内洋・好井裕明編著『〈当事者〉をめぐる社会学』北大路書房.
- 松宮朝, 2011a, 「『農』の活動による社会参加」金子勇編著『高齢者の生活保障』(財放送大学教育振興会).
- 松宮朝, 2011b, 「大学における地域連携・地域貢献と社会調査をめぐるノート」『人間発達学研究』2: 43-50.
- 松宮朝, 2011c, 「農都交流」地域社会学会編『新版キーワード地域社会学』ハーベスト社.
- 松宮朝, 2012a, 「『サクセスフル・エイジング』と『農』の活動」『社会福祉研究』14: 23-31.
- 松宮朝, 2012b, 「都市部における非農業者主体の『農』の活動の展開」『サステナビリティ研究』3.
- 松宮朝, 近刊, 「都市における農の活動」碓井崧・松宮朝編著『食と農のコミュニティ社会学』創元社.
- 三浦展, 2007, 『団塊世代の戦後史』文芸春秋.
- 三浦展, 2012a, 『第四の消費』朝日新聞出版.
- 三浦展, 2012b, 『東京は郊外から消えていく!』光文社.
- 三鷹市農協青年部編, 1993, 『都市農業を拓く』けやき出版.
- 宮崎猛, 2008, 「都市農業の展開方向と地域価値の再生」『農業経済研究』80(2): 88-96.
- Mougeot, Luc. J. A. (ed), 2005, *Agropolis*, Routledge.
- 八木洋憲, 2006, 「都市農地の保全と市民参加型経営」八木宏典編著『農業経営の持続的成長と地域農業』養賢堂.
- 八木洋憲, 2008, 「都市農地における体験農園の経営分析」『農業経営研究』45(4): 109-118.
- 安室知・古家晴美・石垣悟, 2009, 『日本の民俗4 食と農』吉川弘文堂.
- 矢作弘, 2012, 「『緑のデトロイト』として再生を目指す」『地域開発』569: 35-38.
- 山田博昭, 2006, 「[事例研究] やすらぎ農園の取組」『自治体学研究』93: 32-35.
- 山本雅之, 2005, 『農ある暮らしで地域再生』学芸出版社.
- ユギ・ファーマーズ・クラブ編, 1994, 『「農」はいつでもワンダーランド』学曜書房.
- 横張真, 2011, 「新たなガーデンゾーンの形成に向けて」『住宅』60: 25-32.
- 横張真・渡辺貴史編, 2012, 『郊外の緑地環境学』朝倉書店.
- 渡辺善次郎・菊池滉・那知上亨編著, 1989, 『「農」のあるまちづくり』学陽書房.

渡辺善次郎, 1991, 「土地問題と都市農業をどうする論争」
別冊宝島編集部編『別冊宝島145 都市住民のための決
定版農業大論争』JICC 出版局.

付記

本研究は、法政大学サステイナビリティ研究教育機構に

おける研究プロジェクト「都市農業のサステイナビリティ
と社会的ネットワークの再構築に関する学際的研究」の研究
成果、および2012～2014年度科学研究費助成（挑戦的
萌芽研究）「都市における高齢者主体の『農』の活動とア
クティブ・エイジングに関する研究」（研究代表：松宮朝）
の研究成果の一部である。